

資料 4

ペレットクラブ会則（改定）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この会は、「ペレットクラブ（英語名は Pellet Club Japan）」と称する。

省 略

第 4 章 役員等

（種別及び定数）

第 12 条 この会は、団体の円滑な運営のために次の役員を置く。

- （１）運営委員 3 名以上
- （２）監事 1 名
- （３）事務局長 1 名
- （４）事務局次長 1 名

省 略

附則

5 この会の設立当初の入会金及び年会費は、第 7 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（２）年会費

個人会員：3,000 円

企業・団体会員：1 口につき 60,000 円で 1 口以上

非営利団体会員：1 口につき 3,000 円で 1 口以上

学生会員：1,000 円

6 会則の変更

- ・ 2008 年 11 月 22 日に一部を改定（第 2 条の変更：事務所の移転）
- ・ 2012 年 11 月 2 日に一部を改定（第 38 条の変更：事業年度の変更）
- ・ 2014 年 7 月 29 日に一部を改定（第 18 条第 2 項の追加：報酬等の別途規定）
- ・ 2016 年 6 月 25 日に一部を改定（第 12 条の変更：役員の種別及び定数の変更）

（附則 5（２）年会費の変更：企業・団体会員）